

第7回世論調査を実施します

今回はとくに「広報・広聴」について

あなたの声を市政に反映するため市では第7回の世論調査を次の要領で実施しています。

今回は、市と市民がお互いに意志をかよわせ、密接に結びつくよう「広報」と「広聴」についてお伺いしています。

広報は、広報紙や広報無線などを通じて市民に直接、関係の深い市の行事をお知らせしており、広聴は、市民のみなさんが、日ごろ市に対して感じていることや、こうしてほし

いという意見や要望などを、お聞きしています。これが「広報・広聴」です。

調査の対象者は、市内に住む20歳以上の男女を選挙人名簿から1パーセントに当る約1,373人を男女、年齢、地域がそれぞれ平均化するようコンピューターで無作為抽出しました。

調査の内容は、広報紙の評価や広聴の利用状況、市民のご意見ご要望さらに市政への関心度などを中心に

23の設問についてお伺いしています。調査票は11月5日ごろあなたのお宅へ郵送しましたので、「住みたくなるまちづくり」のためにご協力をお願いします。

なお、しめきりは、11月15日までに必着となっておりますので、該当するところの番号を○で囲んでいただいたら、返信用封筒に調査票を入れて市企画調整部広報広聴課（内線528）へ送ってください。

12月1日から 道路交通法が変わります

道路交通法が、7年ぶりに大幅改正され12月1日から施行されます。

今回の主な改正点は

- 自動車やバイクの新しい通行方法や、バイクのヘルメットの着用、運転マナーに欠ける人に対する罰則などの強化。
- 自転車の新しい通行方法や、ブレーキ、反射器材などの整備義務。
- 事業所など業務で車を使用する人に対する安全運転管理の強化。

この中には、酒酔い運転をすると違反点数15点で直ちに免許取消しとなりますし、暴走族の暴走運転は違反点数9点で、6ヵ月以下の懲役、罰金5万円以下と非常にきびしく改正されています。また、過去2年間

無事故、無違反であった方が、1、2点の違反をした場合、その後3ヵ月間違反がなければ、その違反点数は点数計算の対象から除外される優遇措置もあります。

この改正の詳しい内容につきましては、市民のみなさんに理解していただくため、各家庭にパンフレットをお配りしました。

もう一度家族の話題にとりあげて



みましょう。

また、交通安全協会分会などで講習会を開きますし、町内会や事業所で講習会を希望される方は、富士警察署交通課（電話52-2543内線320）まで連絡してください。



火災の臨時放送について

〔こえ〕火災の広報無線放送を聞くたびに家をあけている時、又家の外に店舗等をもっている者にとって大変ありがたく思っています。しかし、場所を放送するのに住居

表示を使っていますので、聞く者にとって場所がわかりにくくてこまります。放送する時は、旧町名を使っていただけだと思います。
(今泉・Tさん)

〔こたえ〕今後も現行通り住居表示に関する法律により定められた町名を使用し、旧町名は使用しない方針です。ただし火災発生場所付近の目標物などを放送して、わかりやすくするよう努力しますのでご了承ください。

(市消防署)

